

議案第 3 5 号

北九州市文化財保護審議会の会長を選ぶ会合の開催手続に関する請願について
令和 6 年 1 1 月 1 4 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島 裕美

提案理由 北九州市教育委員会会議規則第 1 4 条第 1 項に基づき提出された請願書について、この議案を提出する。

請願書

令和6年10月11日

北九州市教育委員会

代表 田島裕美 様

北九州市八幡西区陣原 5-2-8

村上さとこ

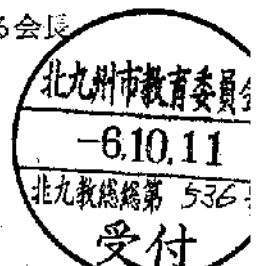
北九州市教育委員会規則第14条第1項の規定により、下記のとおり、請願します。

1 請願事項

文化財保護事務を所管する北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、1年近く不在となっている教育委員会の付属機関である北九州市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の代表者である会長を選ぶ会合の開催手続を速やかに行うよう、審議会の庶務を担当する都市ブランド創造局文化企画課に要請すること。

2 請願の趣旨

- ① 私宛に令和6年10月1日付けで北九州市監査委員（以下「監査委員」という）から届いた文書に次の記載がありました。
- ② 「監査委員において、令和6年9月17日に開催された本会議の音声を起こした文書で確認したところ、都市ブランド創造局長は、同年7月22日付けの請願を審議会に付議しない理由として、「この審議会は北九州市の文化財について、諮問に応じて開催される性質のもの」であるので、「今回はその案件に該当しない」とし、請願について事務局で対応した旨、答弁している。」
- ③ 監査委員が確認したこの文書によると、都市ブランド創造局長は「この審議会は北九州市の文化財について、諮問に応じて開催される性質のもの」との見解です。
監査委員が確認した文書ですから、正確です。
- ④ 現在、審議会は会長・副会長が昨年11月1日から1年近く不在です。教育委員会が審議会への諮問を議決する際、諮問書にそのあて先である審議会の代表者である会長



の名前がないままで、諮問を議決できるのでしょうか。審議会の誰に諮問書をお渡しするのでしょうか。代表者である会長が不在ですから、諮問書も作成できないし、当然渡すこともできません。

- ⑤ さらに、審議会に対して市民や団体が文書を提出としても審議会の代表者である会長名を記載できません。通常、団体や機関に文書を提出するときはその代表者のお名前を書きます。その代表者がその文書を受領して、始めてその団体や機関が文書を受け付けしたことになると思います。代表者がいなければ、代理の方が受領でしょうが、審議会には代理する委員もいません。

現実問題として、審議会は文書の受付ができない状態にあるのではないのでしょうか。事務局は、庶務担当として審議会の会長を補佐する立場で各種文書の受け取る役割に過ぎません。代表者である会長がいないのですから、事務局が受け取ったら「審議会として」受け付けたことにはなりません

- ⑥ このような不適正な状況を解消するためにも、文化財保護事務を所管する教育委員会は、1年近く不在となっている審議会の会長を選ぶ会合の開催手続を速やかに行うよう、審議会の庶務を担当する都市ブランド創造局文化企画課に要請してください